明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一四）　一

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁六五）　二

○中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示（金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五四）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務三七九）

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同三八〇、三八一）

○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三〇五）　二

○中西部地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三〇六）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二一六九）　三

○肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同二一七〇）

○肥料の登録を失効した件（同二一七一）

○電気事業法第百十二条の二第二号の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関を登録した件（経済産業一九八）　六

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の規定に基づく水域として指定する件（国土交通一〇〇六）　七

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の十第一項の一般廃棄物及び第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一三三）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（関東地方整備局三二五、三二六）　八

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（同三二七）

○道路に関する件（中部地方整備局一五二、一五三）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一八〇）

○道路に関する件（中国地方整備局一一四、一一五）　二

〔国会事項〕　三

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

防災基本計画の修正について（中央防災会議）　六

〔資　料〕

閣議決定等事項　七

〔公　告〕

諸事項　八

官庁
　財団関係

裁判所
　相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
　平成二十三年度防衛省共済組合の決算関係

地方公共団体
　教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○環境省令第二十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項ただし書及び第六項ただし書の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十一日

環境大臣　細野　豪志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

十二　環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。）第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

十三　環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。